

## デジタル取引・特定商取引法等検討会の開催について

令和8年1月22日  
消費者庁

### 1. 開催趣旨

取引の公正を確保し、購入者等が受けるおそれのある損害の防止を図ることにより消費者の利益を保護することを目的とする特定商取引法は、これまで累次にわたる改正が行われてきた。また、オンラインモール等で行われる通信販売取引の適正化等を図るため、令和4年5月に取引デジタルプラットフォーム消費者保護法が施行された。

近年、情報通信技術の進展や、取引の基盤となるデジタルプラットフォームの台頭により、時や場所を問わない取引が行われるようになるなど、消費者の利便性は飛躍的に向上している。他方で、インターネット上の悪質な勧誘行為や消費者の意思形成を歪めるユーザーインターフェースの拡大など、デジタル技術の発達を悪用する形で、新たな消費者トラブルが生じている。

また、これらの技術進展や社会環境の変化に加え、高齢化や地域コミュニティの希薄化等も相まって、訪問販売や連鎖販売取引等の取引分野においても、近年被害件数が増加しているもののが存在している。

そこで、近年のこうした環境変化や消費者トラブルの実態等を整理した上で、消費者の利益を保護し、消費者が安心・安全に取引できる環境（健全な市場）を整備する観点から必要な措置について検討を行うため、消費者庁において「デジタル取引・特定商取引法等検討会」を開催する。

### 2. 主な検討事項

- (1) デジタル上での消費者取引を巡る環境変化を踏まえた新たな取引ルールの検討
- (2) 訪問販売や連鎖販売取引等の取引分野における、近年被害件数が増加しているもののへの対応
- (3) 厳正・円滑な法執行を確保するための方策

### 3. 委員等

- (1) 検討会の委員は、消費者庁長官が委嘱するものとする。
- (2) 検討会に座長を置き、座長は消費者庁長官があらかじめ指名する者とする。
- (3) 専門・技術的な事項を審議・検討する必要が生じた場合には、検討会に臨時委員の委嘱又はワーキンググループ等を置くことができることとする。

### 4. 事務局

検討会の庶務は、関係課室等の協力を得て、消費者庁取引対策課において処理する。